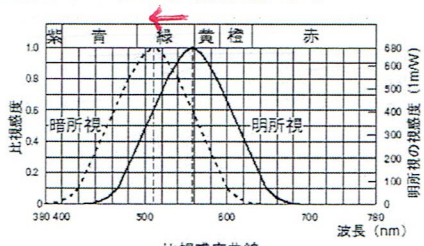


「環境設備」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
06012	環境	作用温度	自然室温は、室内における空気温度と平均放射温度の重み付け平均で表される値であり、一般に、発汗の影響が小さい環境下における熱環境に関する指標として用いられる。	自然室温とは、空調設備を使用していない状態の室温をいう。問題文は「作用温度」の記述であり、室内における空気温度と平均放射温度の重み付け平均で表される値となっており、一般に、発汗の影響が小さい環境下における熱環境に関する指標として用いられる。よって誤り。 <i>これはさすがに長びける。</i> <i>カゴ間によく出てくる表現。試験に限って着目せよ。</i>	×
02034	環境	湿り空気	相対湿度を一定に保ったまま乾球温度を上昇させるには、加熱と除湿を同時に行う必要がある。	相対湿度を一定に保ったまま乾球温度を上昇させるには、加熱と加湿を同時に行う必要がある。問題文には「除湿」とあるため誤り。(この問題は、設備科目03「空調設備」のコード「20181」の類似問題です。) <i>湿り空気線図上で考える</i> 	×
23134	換気	ガラリ計算	同風量用の外気取入れガラリと排気ガラリでは、一般に、通過風速を高くできることから、外気取入れガラリのほうが必要な正面面積は小さくなる。	一般に、通過風速は「排気4m/sec以下」「給気3m/sec以下」程度に設定する必要がある。排気ガラリのほうが、通過風速を高くできることから、必要な正面面積は小さくなる。 <i>排気側なら、雨水を引く必要、心配無用</i> 	×
26023	換気	換気計画	半密閉型燃焼器具においては、室内空気を燃焼用に用いないため、室内の酸素濃度の低下に起因する不完全燃焼が発生することはない。	密閉型燃焼器具は、燃焼用の新鮮空気を屋外から直接取り入れ、燃焼後の排ガスを屋外に直接排出する燃焼機器をいい、BF式(自然給排気)とFF式(強制排気式)の2種類がある。半密閉型燃焼器具は、燃焼用の空気を屋内で取り入れ、排ガスを屋外に排出するものである。 	×
29011	色彩	マンセル表色系	色度は、色の明度と彩度の二つの属性を含めた知覚的評価の指標である。	「色度」は、明るさを除いた色相と彩度を数量的に表したものである。明度と彩度の二つの属性を含めた概念(色の明暗や濃淡)は、「トーン(色調)」である。トーン(色調)とは、色の調子のことをいい、色合いや明暗、つまり、明度(マンセルバリュー:明るさの明暗に関する視覚的な属性。)と彩度(マンセルクロマ:色の冴え、鮮やかさを表示する尺度。)とを合わせた複合概念で、色相に関係なく存在する恒常的な様態をいう。よって誤り。 <i>まじろわい出題多数</i>	×
03082	色彩	加法・減法混色	減法混色とは、複数の色光を混ぜ合わせて別の色の知覚を生じさせることをいい、もとの色の数が増加するほど明るくなる。	加法混色とは、色光の三原色による混色の方法をいう。光の色には、「赤(R)・緑(G)・青(B)」の3つの原色があり、この三色を100%の強さで重ね合わせると白、0%では黒になる。一方、減法混色とは、色材の三原色による混色の方法をいう。色材の色には「シアン(C)・マゼンタ(M)・イエロー(Y)」の3つの原色があり、この三色を100%の濃度で混ぜ合わせると黒になる。よって誤り。 <i>1. 明暗に「減法」といわれる「加法」と考える 2. 「加法=白 減法=黒」だけで判断しない</i>	×
02082	色彩	人体感覚	明所視において、ある面からの放射エネルギーが同じ場合、緑色に比べて赤色のほうが光の強さを強く感じられる。	自然光に明順応した視覚では、555nmの波長(緑色～黄色)が最も敏感で、赤色より緑色のほうが強く感じられる。尚、暗所視では視感度にズレが生じ、青緑の色相へ偏る現象(プルキンエ現象)となる。(この問題は、コード「27084」の類似問題です。) 	×
05014	色彩	誘目性	色の誘目性とは、目を引きやすいか否かに関する属性であり、一般に、色相においては緑が最も高くなる。	色光の誘目性は、視対象が目を引きやすいかどうかという特性で、一般に、高彩度のほうが誘目性が高く、色相では赤が最も高く、青がこれに続き、緑は最も低い。 <i>心理的な話。</i>	×

「環境設備」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答																			
23063	日照・日射	日照時間	北緯35度の地点における南向き鉛直壁面の1日の日照時間は、春分の日及び秋分の日が12時間で最長となり、冬至の日が最短となる。	北緯35度の地点における南向き鉛直壁面の1日の日照時間は、春分の日及び秋分の日が12時間で最長、冬至の日が約9時間32分、夏至の日が7時間で最短となる。 <table><thead><tr><th></th><th>冬至</th><th>春・秋分</th><th>夏至</th></tr></thead><tbody><tr><td>南面</td><td>9時間32分</td><td>12時間</td><td>7時間</td></tr><tr><td>北面</td><td>0時間</td><td>0時間</td><td>7時間28分</td></tr><tr><td>東・西面</td><td>4時間46分</td><td>6時間</td><td>7時間14分</td></tr><tr><td>水平面</td><td>9時間32分</td><td>12時間</td><td>14時間28分</td></tr></tbody></table> 季節ごとの壁面の方位別日照時間(北緯35°付近)		冬至	春・秋分	夏至	南面	9時間32分	12時間	7時間	北面	0時間	0時間	7時間28分	東・西面	4時間46分	6時間	7時間14分	水平面	9時間32分	12時間	14時間28分
	冬至	春・秋分	夏至																					
南面	9時間32分	12時間	7時間																					
北面	0時間	0時間	7時間28分																					
東・西面	4時間46分	6時間	7時間14分																					
水平面	9時間32分	12時間	14時間28分																					

「環境設備」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
02094	音響	減衰	屋外において、遠方の音源から伝搬する音の強さは、空気の音響吸収によって、低周波数域の音ほど減衰する。	音源から伝搬する音の強さ(エネルギー)は、距離による減衰のほか、空気の粘性や分子運動により吸収される減衰がある。屋外において、遠方の音源から伝搬する音の強さは、空気の音響吸収によって高音域ほど減衰する(低音は音響エネルギーが大きく減衰しにくい)。(この問題は、コード「25082」の類似問題です。)	×
01091	音響	マスキング	聴覚のマスキングは、マスキング音(マスクする音)の周波数に近い音ほどマスクされやすく、マスキング音の周波数に比べ、低い音のほうが高い音よりもマスクされやすい。	聴覚のマスキングは、目的音(マスクされる音)の周波数に対して妨害音(マスクする音)の周波数が低い場合に生じやすい。つまり、低音は高音を妨害しやすく、高音は低音を妨害しにくい。	×
25123	空調設備	空調方式	空気を調和機の冷温水コイルまわりの制御については、一般に、二方弁制御より三方弁制御のほうがポンプ動力を減少させることができる。	三方弁制御は定流量方式(CWV)であるが、二方弁制御は負荷の変動に応じて流量を制御する変流量方式(VWV)であるため、二方弁制御の方がポンプ動力を低減することができる。	×
30122	空調設備	冷却塔	空調熱源用の冷却塔の設計出口水温は、冷凍機の冷却水入口水温の許容範囲内の高い温度で運転したほうが、省エネルギー上有効である。	冷凍機の凝縮器では、凝縮した熱を冷却水に与え、その熱を冷却塔で放熱(冷却)する。冷却塔の設計出口水温は、一般に、冷凍機の冷却水入口水温の許容範囲内の低い温度で運転したほうが、省エネルギー上有効である。	×
22121	その他	用語	遠心冷凍機の冷水出口温度を低く設定すると、成績係数(COP)の値は高くなる。	冷凍機の冷水出口温度を低くすると、圧縮機の所要入力が大きくなるため、成績係数(COP)の値は低下する。	×
25133	空調設備	吹出口	軸流吹出し口の吹出し気流は、一般に、ふく流吹出し口の吹出し気流に比べて誘引比が小さいため、広がり角が小さく到達距離が短い。	軸流吹出し口(ノズル型、ライン状吹出口等)の吹出し気流は、一般に、ふく流吹出し口(アネモ型等)の吹出し気流に比べて誘引比が小さいため、広がり角が小さく到達距離が長い。尚、「誘引比」は、室内空気との混合しやすさを示すもので、誘引比の大きい方が、居住域で良好な温度分布となり、室内空気と吹出し温度差を大きくとることができる。	×

低音は、250ヘルツ以下

エネルギーが、人の聴覚の特性(ラウドネス)と異なる

20~30の違いはない

インシャル高圧縮機が重要

どのあたり？
どんなタイミング？
字スうでOKはない

37.5℃
32℃
温度差を大きく
一般に流量は
少なくしてる

COP(仕事率)
= 仕事量
エネルギー

早く混じり合う。
キーンと冷えた
空気を吹出しても、
不快に感じない。
搬送風量と
少なくしてる

- 。状況のイメージ出し、対比がある。両方考える
- 。初見のイメージで間違えると、見直しても修正は難しい(思い込み)

新聞多数は、覚悟あり。動じない。

「新聞=芝居」とは限らない。=手料理、すり粉を

消去法は、カゴのしほり込みの程度。

「計画」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
30063	建築計画	仕上げ	床材は、同一の床において滑り抵抗係数を変化させると高齢者のつまずきの防止が期待できることから、滑り抵抗係数に大きな差がある材料を複合使用することが望ましい。	床材は、同一の床において滑り抵抗係数が変化すると、つまずきの原因となることから、滑り抵抗係数に大きな差がある材料を複合使用することは、避けることが望ましい。 +差が大きい。	×
27091	高齢者・身障者等	階段	病院の階段において、色彩の調和を図るため、段鼻に設けた滑止めと踏面は類似の色のものとした。	病院の階段において、段鼻に設けた滑止めと踏面は、高齢者や視覚障がい者が段鼻を識別しやすいよう、異なる色相や、明度差の大きいものとするのが望ましい。 フットは廊下の途中で色と変えるのはNG。	×
22051	建築計画	風対策	長方形の平面形状をもつ高層建築物によるビル風を防ぐためには、一般に、建設地における卓越風向に対して、建築物の平面の長辺を直交させるように計画する。	高層建築物では、上空を流れている風(卓越風向)が建物に当たって地盤付近に流れ込むことによる風害(ビル風)が発生しやすい。このビル風を防ぐためには、風の発生しやすい方向に対する受風面を小さくする(建築物の平面の短辺を直交させる)ように計画するのが望ましい。 ・長辺と平行。	×
28054	建築計画	風対策	ビル風対策としての植栽計画においては、耐風性の高い樹種を選定するとともに、低木と高木を併せて風向きと直行となる向きに並べて配置することが有効である。	ビル風対策としての植栽計画においては、耐風性の高い樹種を選定するとともに、低木と高木を併せて風向きと直行となる向きに並べて配置することが有効である。 「ホントにこんな事考えて設計するの?」とか考えない。 他に優先する事があるなら、2次。設計のスタートで考える。	×
26114	都市計画	制度	総合設計制度は、敷地規模が大きく、敷地内に広場等の公開空地を有し、建築物の形態も良好な建築計画について、都市計画法に基づき、容積率及び形態の制限を緩和し、市街地環境の整備改善を促進する制度である。	「総合設計制度」とは、建築物が密集する市街地において、公共的な空間を補充する目的で1970年に創設された制度であり、敷地が一定規模以上で、敷地内に公開空地を有し、総合的な配慮がなされた良好な建築計画について、容積率及び形態の制限を緩和し、市街地環境の整備改善を促進する制度である(建築基準法59条の2)。問題文には「都市計画法に基づき」とあるため誤り。 AはBとCとある AとCの組み合わせがOなら BはBとCはスルーしやすい	×
29134	集合住宅	建築作品	求道學舎(東京都)は、居住者が共同生活をすることに重点を置き、居間や浴室等のコンスペースの充実を図った、テラスハウスである。	「求道學舎(武田五一、2006再生、東京都文京区、RC造4階建)」は、大正15年に建てられた学生寮を歴史的建築物として後世に残すために、コーポラティブ方式による定期借地権分譲住宅として再生された。	×
30162	公共建築	建築計画	幼保連携型認定こども園の園児のための諸室として、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所を設け、ほふく室と遊戯室を兼用する計画とした。	乳児(0歳から満1歳まで)と幼児(満1歳から小学校入学まで)の活動能力は異なるため、乳児ゾーン(乳児室・ほふく室等)と幼児ゾーン(保育室・遊戯室等)とは分離させる方が望ましい。	×
02171			幼稚園と保育所の施設を共用化した認定こども園において、遊戯室、調理室、管理諸室、屋外環境等は幼稚園と保育所の共用の空間として計画した。	乳児(0歳から満1歳まで)と幼児(満1歳から小学校入学まで)の活動能力は異なるため、乳児ゾーン(乳児室・ほふく室等)と幼児ゾーン(保育室・遊戯室等)とは分離させる方が望ましい。問題文の諸室は、共用の空間として問題のない分類となっている。	×
02152	図書館	建築作品	朝霞市立図書館本館(埼玉県、1987年)は、成人開架と児童開架をL字型平面に振り分け、自習室を設けず、閲覧席を少数にするなど、貸出を重視した図書館である。	朝霞市立図書館本館(埼玉県、1987年、和(やまと)設計事務所)は、1980年代以降の図書館に見られる「より規模の大きな図書館、より多様で高度なサービス」という要望に応える形で、床面積と開架冊数の量的拡大、館内読書や調べものへの対応という質的变化、住民の交流拠点という機能が備えられている。問題文は、「日野市立中央図書館」の特徴であるため誤り。 「そんな図書館、他にあるのでは?」とか考えない。	×
26201	マネジメント	用語	LOCMは、建築物の機能や効用の維持又は向上を図りつつ、建築物をその生涯にわたって管理することであり、LCCを最大化することが大きな目的である。	建物のライフサイクルとは、建物の企画から、設計・施工・運用・改修等を経て解体に至るまでの建物の一生をいう。LOCM(ライフ・サイクル・マネジメント)は、建物の生涯の各段階に着目してトータルでの計画・管理を行うことであり、LCC(ライフ・サイクル・コスト)の低減を行うことが大きな目的の一つである。問題文は「最大化」とあるため誤り。	×

この辺の感覚が計画科目の難しいところ。

←作品よりも特徴に重点をふいて読む。

乳児と幼児を混ぜちゃダメだよ

幼稚園と保育所を共有に良いもの。

最初のとり組み。試験のときからなるかどうか。

問題文に書いてくれない。
自分で「コスト」か最小か最大かを問うかいてみる。
客観的に反動的にOKしない。

「法規」のピックアップ問題

コード 28014	大項目 用語の定義	小項目 特殊建築物	問題 延べ面積2,000㎡の警察署は、「特殊建築物」である。	解説 特殊建築物(通称:特建)については「法2条第二号」に載っており、条文の最後に「これらに類する用途に供する建築物」とある。ゆえに、「特建かどうか?」を判定する場合は規模ではなく、用途によって決まる。その用途については、基準法の最後にある「別表1(い)欄」で判断できる。ここをチェックして、載ってない場合は「特建」に該当しない。問題文の「警察署」は「別表1(い)欄」のいずれにも該当しないため特建ではない。	×	無いか? X. 条文に無いか?と とらえるのは 時間がかかる。
03024	面積・高さ・階数	高さ	避雷設備の設置の必要性を検討するに当たっての建築物の高さの算定において、階段室、昇降機塔等の建築物の屋上部分で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8以内の場合、その部分の高さは、12mまでは当該建築物の高さに算入しない。	「令2条第六号」に「建築物の高さの算定方法」について載っており、その「ロ」に「屋上の階段室や昇降機塔などがある場合で、それらが建築面積の1/8以下の場合、それら(階段室等)が所定の高さであるならば、建築物の高さに含まなくてよい。」という緩和措置がある(通称:高さ1/8緩和)。ただし、この条文の最初に、「法33条(避雷設備)」、「法56条(北側斜線)等の場合を除く。」とある。ゆえに、問題文にある「避雷設備の設置」についての条文は「法33条」に該当するため、その場合、階段室等の高さは、その寸法に関わらず算入しなければならない。	×	参入する3ガル7。
05024	面積・高さ・階数	階数	建築物の地階(倉庫、機械室及びそれらに通ずる階段室からなるもの)で、その水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の1/8であるものについては、当該建築物の階数に算入する。	「令2条第八号」に「階数の算定方法」について載っており、「屋上の昇降機塔等や、地階の倉庫、機械室等の部分で、水平投影面積の合計がその建築物の建築面積の1/8以下のものは階数に算入しない。」とわかる。よって誤り。(この問題は、コード「19035」「26021」の類似問題です。)	×	「階段」で迷わない。 常識的な判断 でよい。
27024	面積・高さ・階数	地盤面	建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合、避雷設備に関する規定において、建築物の高さを算定する場合の地盤面は、建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面とする。	「令2条2項」より、「地階の検討(前項第二号)」、「建築物の高さ(前項第六号)」、「軒の高さ(前項第七号)」における地盤面とは、高低差が3m以内の場合、建物周囲の地面と接する平均の高さをいい、高低差が3mを超える場合には、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面をいう。」とわかる。	×	
26012	面積・高さ・階数	平均地盤面	日影による中高層の建築物の高さの制限に関する規定において、日影時間を測定する水平面の高さを算定する場合における「平均地盤面からの高さ」とは、当該建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面からの高さであり、その接する位置の高低差が3mを超える場合には、その高低差3m以内ごとの平均の高さにおける水平面からの高さという。	「法56条の2」に「日影による中高層の建築物の高さの制限」について載っており、「別表4(い)欄に掲げる地域又は地方公共団体の条例で指定する区域(対象区域)内にある同表(ろ)欄に掲げる建築物は、冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間の4時間、同表(は)欄に掲げる「平均地盤面」からの高さの水平面に日影となる部分を生じさせることのないものとし、敷地境界線からの水平距離が5mを超える範囲においては、同表(に)欄のうちから地方公共団体が条例で指定する号に掲げる時間以上日影となる部分を生じさせることのないものとしなければならない。」とわかる。ここでいう「平均地盤面」とは「別表4の終わりにある注意書き」より「建築物が周囲の地面と接する位置の平均の高さにおける水平面」とあり、「令2条2項」の「地盤面」と同じ言い回しの解説であることがわかる。しかしながら、建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が3mを超える場合には、別表4でいうところの「平均地盤面」には記載されていない。要するに、建築物に対する「地盤面(令2条2項)」は、高低差により複数存在する場合があるが、日影による中高層の建築物の高さの制限を検討する際の「平均地盤面(別表4)」からの規定の水平面の高さは一定で、一つしか存在しないことになる。問題文には、「3mを超える場合、3m以内ごとの平均の高さにおける水平面からの高さによる」とあるため、誤り。(この問題は、コード「19032」の類似問題です。)	×	ここは地盤面。
22112	既存不適格	構造計算	構造耐力の規定に関して建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存建築物について、基準時の延べ面積が1,400㎡の事務所に、床面積60㎡の昇降機棟の増築を行う場合は、増築に係る部分が現行の構造耐力の規定に適合し、かつ、既存の事務所の部分の構造耐力上の危険性が增大しない構造方法とすれば、既存の事務所の部分に現行の構造耐力の規定は適用されない。	「法86条の7」に「既存の建築物に対する制限の緩和」について載っており、その「1項」、及び、「令137条の2」より、「構造耐力に関する規定(=法20条)に適合せず、法3条2項の適用を受けている建築物(=既存不適格建築物)について増築等を行う場合、条件に応じて所定の構造方法に適合すれば、既存部分は、現行の構造耐力に関する規定の適用を受けない。」とわかる。その条件は「令137条の2各号」の3つに区分される。①「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の2分の1を超える場合」、②「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1を超え、2分の1を超えない場合」、③「増築等の部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の20分の1(50㎡を超える場合は50㎡)を超えない場合」。問題文は、増築部分の面積が延べ面積の1/20以下であるが、50㎡を超えているため、③には該当しない。よって、既存部分の構造耐力上の危険性が增大しない構造方法(エキスパンション・ジョイント等)とただけでは、「既存の事務所の部分に現行の構造耐力の規定は適用されない」とは、限らない(①又は②の規定を適用する必要がある)。問題文は誤り。	×	

。1/20以下, 50㎡以下 両方チェック。

。出題者は、「何号で増築できるか?」は聞いてない。

「この条件で③号と採用できるか?」と聞いてる。

「法規」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
24054	既存不適格	石綿	石綿が添加された建築材料が使用されていることにより建築基準法第3条2項の規定の適用を受けている倉庫について、基準時における延べ面積が1,000㎡のものを増築して延べ面積1,400㎡とする場合、増築に係る部分以外の部分においては、当該添加された建築材料を被覆する等の措置を要しない。	「法86条の7」に「既存の建築物に対する制限の緩和」について載っており、その「1項」及び「令137条の4の2」より、「石綿等に関する技術的基準(=法28条の2第一号、二号)に適合せず、法3条2項の適用を受けている建築物(=既存不適格建築物)で、当該基準(=石綿等に関する技術的基準)の適用上、増築部分の床面積の合計が基準時における延べ面積の1/2を超えない場合、増築部分以外の部分について、当該添加された建築材料を被覆する等の措置を行うことで、当該基準は適用されない。」とわかる。問題文は「被覆する等の措置を要しない。」とあるため誤り。(この問題は、コード「20043」の類似問題です。)	×
24132	既存不適格	大規模の修繕・模様替	構造耐力の規定に適合していない部分を有し、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている既存建築物に關して、柱のすべてについて模様替をする場合においては、当該建築物の構造耐力上の危険性が增大しないものであっても、現行の構造耐力の規定が適用される。	「法86条の7」に「既存の建築物に対する制限の緩和」について載っており、その「1項」及び「令137条の12」より、「構造耐力に関する規定(=法20条)に適合せず、法3条2項の適用を受けている建築物(=既存不適格建築物)について大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合、規定の適用を受けない範囲は、構造耐力上の危険性が增大しないこれらの修繕又は模様替のすべてとする。」とわかる。よって、当該建築物は、現行の構造耐力の規定は適用されない。(この問題は、コード「22113」の類似問題です。)	×
06203	既存不適格	全体計画	建築基準法第3条第2項の規定により排煙設備の規定の適用を受けない建築物について、2以上の工事に分けて増築を含む工事を行う場合、特定行政庁による工事に係る全体計画の認定を受けていれば、いずれの工事の完了後であっても、現行基準に適合するように排煙設備を設置するための改修を行う必要はない。	既存不適格(法3条第2項)により排煙設備の規定(法35条)の適用を受けない建築物について増築する場合(法3条3項第三号)においては、原則として、排煙設備の規定を適用する(現行法の遡及適用)。ただし、「法86条の8」より、「既存不適格により排煙設備の規定の適用を受けない一建築物について2以上の工事に分けて増築を含む工事を行う場合、行政庁による工事に係る全体計画の認定を受けていれば、全体計画に係る2以上の工事のうち最後の工事に着手するまでは既存不適格を継続できる」とわかる。しかし、その「認定」の条件(第二号)として、「全体計画に係る全ての工事の完了後において、建築基準法令の規定に適合すること。」とあるため、全体計画に係る最後の工事では、現行基準に適合するように排煙設備を設置するための改修を行う必要がある。よって誤り。	×
07033	申請手続	建築	都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内のいずれにも該当しない区域及び地区において、 <u>木造、延べ面積100㎡、地上2階建ての一戸建て住宅を建築する場合、確認済証の交付を受ける必要はない。</u>	「法6条第1項」より、「第三号」に該当する建築物を、都市計画区域、準都市計画区域、準景観地区内又は都道府県知事が関係市町村の意見を聴いて指定する区域内のいずれにも該当しない区域及び地区において建築しようとする場合、確認済証の交付は不要とわかるが、問題文の「地上2階建ての住宅」は、「第二号」に該当するため、建築しようとする場合、確認済証の交付を受ける必要がある。よって誤り。 <u>大規模修繕・模様替も同じ。</u>	×
23084	耐火構造等	防火性能	耐力壁である防火構造の外壁に必要とされる防火性能は、建築物の周囲及び屋内において発生する通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後30分間構造耐力上支障のある変形、溶融、破壊その他の損傷を生じないものでなければならない。	「令108条」に「防火構造の防火性能」について載っており、そこに「①非損傷性(一)号」、「②遮熱性(二)号」の2つの性質別に必要な性能が順に規定されている。ここをわかりやすく解説すると、「①非損傷性」とは「火災が起きた際、一定時間壊れないこと」、「②遮熱性」とは「火災が起きた際、一定時間熱が他の部分へ伝わらないこと。」をいう。問題文には、「建築物の周囲及び屋内において発生する通常の火災」とあるが、防火性能は、「屋内の火災」を対象としていない。 <u>どこの火? どの部分? どんな性能?</u>	×
01091	耐火構造等	準不燃材料	建築物の外部の仕上げに用いる準不燃材料は、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間、燃焼せず、防火上有害な変形、溶融、き裂その他の損傷を生じないものであって、避難上有害な煙又はガスを発生しないものでなければならない。	「令1条第五号」、「令108条の2」より、「準不燃材料として、建築物の外部の仕上げに用いる建築材料には、火災による火熱が加えられた場合に加熱開始後10分間、燃焼しないものであり、かつ、防火上有害な変形等の損傷を生じない性能が要求される。」とわかる。問題文には「避難上有害な煙又はガスを発生しないもの」とあるが、この性能は、外部の仕上げに用いる場合は要求されないため誤り。(この問題は、コード「24093」の類似問題です。)	×
04063	防火区画	高層区画(準不燃緩和)	地上15階建ての事務所の12階部分で、執務室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とし、かつ、その下地を難燃材料で造ったものは、床面積の合計200㎡以内ごとに防火区画しなければならない。	「令112条7項」に「高層区画」について載っており、その次にある「8項」、「9項」に「内装による緩和措置」の規定がある。「令112条8項」より、「仕上げ・下地共に準不燃材料とした場合、床面積の合計200㎡以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる(通称:準不燃200㎡緩和)。問題文は「難燃材料」とあり、緩和規定は適用されないため、床面積100㎡以内ごとに防火区画しなければならない。よって誤り。 <u>条文の構成を閉いている。</u>	×

現行法は使用禁止
増築する事によって、全撤去を免れる。

→ check
基本的に大規模修繕・模様替に寛容

延87条の2
用途変更の全体計画も同様。

試験中の
蛇解争点の
既解解はNG。

← 3号の内容を
確かめれば、
このくらい問題文
の条件設定が
必要に気づく。

③は無。

一号 内外
二号 内外
三号 内

・耐火構造の床・壁 + 防火設備
→ カマで半固定防火設備

・ カマ
仕上り・下地ともに準不燃
その他これに準ずる措置
お利便に於て良い。

「法規」のピックアップ問題

コード	大項目	小項目	問題	解説	解答
01062	防火区画	異種用途区画	1階を自動車庫(当該用途に供する部分の床面積の合計が130㎡)とし、2階及び3階を事務所とする地上3階建ての建築物においては、当該自動車庫部分と事務所部分とを防火区画しなければならない。	「令112条18項」に「異種用途区画」について載っており、「法27条」に該当する特殊建築物の場合、その部分とその他の部分とを1時間準耐火基準の壁・床、特定防火設備で区画しなければならない。」とわかる。問題文の「130㎡の自動車庫」は、「別表1」より(イ)欄(六)項特建に該当しないため、法27条に該当する特殊建築物ではない。ゆえに、「事務所の部分」と「自動車庫の部分」とを防火区画する必要がない。 <i>→ ちゃんと要check!</i>	×
30082	避難施設	2直階段	特定主要構造部を耐火構造とした地上6階建ての事務所において、6階の事務室の床面積の合計が300㎡であり、かつ、その階に避難上有効なバルコニーを設け、その階に通ずる屋外の直通階段を、屋外に設ける避難階段の構造の規定に適合するものとした場合には、2以上の直通階段を設けなくてもよい。	「令121条」に「2直階段の設置条件」について載っており、問題文の「事務所」は、「一～五号」条件に該当しない。「六号イ」条件に「6階以上の階でその階に居室を有するもの(第一号から第四号までに掲げる用途に供する階以外の階で、その階の居室の床面積の合計が100㎡を超えず所定の規定に適合するものが設けられているものは除く。)」とあり、「2項」の「倍緩和」が適用されることから、「六号イ」カッコ書きの適用除外は「200㎡を超えない場合」となる。問題文には「300㎡」とあるため、この適用除外は受けない。つまり6階以上の階でその階に居室を有するもの」に該当するため、2直階段の設置義務が生じる。 <i>1~5号 ← 6号 2項・倍緩和 63 1.6F以上敷居 0.5F以下</i>	×
23162	建築制限	一種住居	第一種住居地域内の「延べ面積3,000㎡、地上3階建ての自動車教習所」は、原則として、新築してはならない。	「別表2(ほ)項」に「一種住居に建築できない建物条件」が載っており、その「四号」条件より、「(は)項条件に該当する建築物以外の建築物の場合、その床面積が3,000㎡を超える建物は新築することができない。」とわかる。問題文の「自動車教習所」は、「(は)項」各条件に該当しないため、自動車教習所部分の床面積の合計が3,000㎡を超えなければ新築することができる。 <i>二種中層 X 一種住居 △条件 二種住居 O</i>	×
25304	バリアフリー法	建築物移動等円滑化基準	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき、既存の建築物で不特定かつ多数の者が利用する建築物の所有者は、階段のけあげ及び路面を所定の基準に適合する工法とするよう努めなければならない。	「バリアフリー法14条」に「特別特定建築物の建築主等の義務」について載っており、その「5項」より「建築主等は、建築しようとし、又は所有し、管理し、又は占有する特別特定建築物を建築物移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない(=努力義務)。」とわかる。「建築物移動等円滑化基準」については「令10条～25条」に規定されており、そのうち「階段」については「令12条」に載っているが、問題文の「けあげ及び路面の寸法の基準」は、規定されていない。よって誤り。 <i>→ 誘導基準は、制限あり</i>	×
05261	バリアフリー法	建築物移動等円滑化誘導基準	「建築物移動等円滑化誘導基準」においては、多数の者が利用する主たる階段は、回り階段以外の階段を設ける空間を確保することが困難であるときは、回り階段とすることができる。	「建築物移動等円滑化誘導基準(高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準)」を定める省令の「4条」に階段について載っており、その「九号」より、「主たる階段は、回り階段でないこと。」とわかる(緩和規定は存在しない)。よって誤り。尚、「建築物移動等円滑化基準」による階段では、空間を確保することが困難であるときは、回り階段とすることができる(令12条六号)。(この問題は、コード「22284」「02264」の類似問題です。)	×
25231	建築士法	免許取消	一級建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けたことが判明したときは、国土交通大臣は、中央建築士審査会の同意を得たうえで、免許を取り消さなければならない。	「士法9条」に「免許の取消し」について載っており、その「四号」より「建築士が虚偽又は不正の事実に基づいて免許を受けた者であることが判明した時、大臣または知事は、免許を取り消さなければならない。」とわかるが、中央建築士審査会の同意は不要であるため誤り。 <i>9条 10条 構造一級の関与</i>	×
22222	建築士法	構造一級・設備一級	構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物の対象の範囲は、構造計算適合性判定が必要となる建築物の対象の範囲と同一である。	「士法20条の2」に「構造設計に関する特例」について載っており、その「1項」より、「構造設計一級建築士の関与が義務づけられた建築物の対象の範囲は、士法3条1項に規定する建築物(一級建築士の設計・監理の範囲)のうち、基準法20条第一号(超高層建築物)又は第二号(大規模建築物)に掲げる一定規模以上の建築物の構造設計」とわかる。一方、「基準法6条の3」より「構造計算適合性判定とは、「法20条第二号又は第三号に定める基準(二号イ又は三号イの政令で定める基準に従った構造計算で、「二号イ」に規定する方法(=「保有水平耐力計算」、「限界耐力計算」、「許容応力度等計算」等)」、「二号イのプログラム」、「三号イのプログラム」のいずれか)により適正に行われたものかどうかの判定」とわかる。「法20条第一号」に該当する建築物は、構造設計一級建築士の関与義務があるが、構造計算適合性判定の対象とならない。また、「法20条第三号」に該当する建築物は、構造設計一級建築士の関与義務はないが、「二号イ」に規定する方法で構造計算を行った場合、構造計算適合性判定の対象となる。よって、双方の建築物の対象の範囲は異なるため誤り。 <i>規模用途で決まる 構造・通判 計算方法で決まる</i>	×
05211	建築士法	建築設備士の意見	建築士は、延べ面積が2,000㎡を超える建築物の建築設備に係る設計について、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書においてその旨を明記するよう努めなければならない。	「士法18条4項」より、「建築士は、所定の建築物の建築設備に係る設計・監理を行う場合においては、建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない。」とわかる。また「士法20条5項」より、「建築士は、所定の建築物の建築設備に係る設計・監理を行う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、設計図書又は報告書において、その旨を明らかにしなければならない。」とわかる。問題文は「明記するよう努めなければならない」とあるため誤り。 <i>2,000㎡に引っかけるとスルーしやすい 設備士の意見、設備一級の確認 (マドバイス的) (責任を供す)</i>	×

- ・ 時間のコントロール、高得点は目指さない。
- ・ 今の攻めろか、回避すべきか。
- ・ 「どこが間違っている?」ではなく「出題者の対話」